

葛巻町高齢者等外出支援事業 (タクシー利用助成)

助成金額が
変わります

3月25日(水)から申請受付します!!

町では、在宅の「75歳以上の高齢者」、「重度の障がい者」及び「運転免許証の自主返納者」に対して、町内でタクシーを利用したときにタクシー料金の**8割**を助成します。

助成の対象者について

令和8年4月1日現在、葛巻町に住民登録し、在宅生活を送っている高齢者、障がい者及び運転免許証の自主返納者で、次のいずれかに該当する方が、助成の対象になります。

- (1) 75歳以上の高齢者(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- (2) 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方
- (3) 身体障害者手帳3級から6級の交付を受けている方で、「視覚」、「下肢」、「体幹」のいずれかに障がいのある方
- (4) 療育手帳の交付を受けている方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方
- (6) 運転免許証を自主的に返納した方

助成金額について

「タクシー利用助成券」は、利用料金が1回につき、1,000円以上の場合に1枚利用することができます。

助成金額は、利用金額の8割(100円未満切捨)となります。

参考までに(計算例)

タクシー料金(利用料金)が『1,200円』の場合は?



助成金額 900円 (1,200円 × 8/10 = 960円 → 100円未満切捨 → 900円)
本人負担額 300円 (利用金額から助成金額を差し引いた額)

利用助成券の交付について

- 「タクシー利用助成券」を、1ヵ月につき4枚交付します。
※ 1回の申請で、最大6ヵ月分(24枚)をまとめて交付することもできますので、ご利用ください。
- 申請受付の開始日 令和8年3月25日(水)から
平日 午前9時00分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)
- 申請方法 健康福祉課で手続きをしてください。
申請用紙は、健康福祉課窓口にあります。
- 申請に必要なもの
 - ・ 本人確認書類
※ 高齢者の方は、「マイナンバーカード」、「資格確認書」、「介護保険証」「免許証」などをご持参ください。
※ 障がい者の方は、「障害者手帳」などを持参ください。
※ 運転免許証を自主返納した方は、「運転経歴証明書の写し」または「申請による運転免許の取消通知書の写し」などを持参ください。
 - ※ 代理の方でも申請手続きができます。
(上記に加えて、代理人の印鑑(はんこ)持参してください。)

申請～利用までのながれ

